

世界知的所有権機関拠出金

令和3年度概算要求額 6.5億円（6.4億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 我が国企業等の開発途上国・地域での円滑な経済活動を知的財産権の面から後押しするため、日本政府から知的所有権を所管する国際機関である世界知的所有権機関（WIPO）に毎年任意拠出金を支出します。
- 当該拠出金を基に、WIPOは、特許庁（JPO）との協議の上、WIPOジャパンファンド事業を策定し、JPOの協力の下、開発途上国・地域における産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の制度整備、知的財産行政サービスの向上、知財意識の普及啓発等を目的とした途上国協力事業を実施しています。
- WIPOとJPO間で、令和元年より当該拠出金を活用した協力を全世界に広げることが合意され、従来の協力地域である「アジア・太平洋地域」及び「アフリカ地域」に加え、「ラテンアメリカ・南米他地域」も対象地域となりました。

成果目標

- 昭和62年度から拠出しており、途上国・地域における知財法令の整備、審査能力の向上、業務効率化等により、国際登録出願手続に関する条約へ加盟した支援対象国数の前年度比3ヶ国増を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- STEP 1** 日本政府は、WIPOへ、開発途上国支援のための拠出金を年度毎に支出。
- STEP 2** WIPOは、当該拠出金により創設されたジャパン・トラスト・ファンド（信託基金）を編成。
- STEP 3** WIPOとJPOの間で協議し、ジャパン・トラスト・ファンドを利用して実施する途上国協力事業の年度計画を策定。
- STEP 4** WIPOは、JPOとの協議の下、年間事業計画に沿って、途上国協力事業を実施。



事業形態

- ・セミナー・ワークショップ開催
- ・専門家派遣
- ・情報化
- ・審査基盤強化
- ・調査研究、マニュアル策定

途上国における課題例

- ・知財法令・審査基準の整備
- ・審査官の実務能力向上
- ・知財庁業務フローの効率化
- ・知財関連条約加盟促進
- ・国民の知財意識の向上